

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の手引き

平成 24 年 3 月

三重県建設副産物対策連絡協議会

目 次

1 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の対象工事	
1-1 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）とは	1
1-2 各段階における計画書の作成等	1
2 提出書類の作成方法	
2-1 建設副産物情報交換システム（COBRIS）による作成	3
2-2 建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS システム）による作成	3
2-3 三重県ホームページ掲載の様式による作成	3
3 再生資源利用〔促進〕実施書の記入	
3-1 工事概要	4
3-2 建設資材利用	6
3-3 建設副産物発生・搬出	8
4 記入上の注意	
4-1 建設汚泥（建設汚泥）	11
4-2 建設発生木材（建設発生木材 A、建設発生木材 B）	12
4-3 その他	12
5 記入例	
再生資源利用計画書（実施書）－建設資材搬入工事用－（例）	13
再生資源利用促進計画書（実施書）－建設副産物搬出工事用－（例）	14
6 各種コード表	
発注機関コード	15
住所コード	15
工事概要コード	16
資材搬入コード	17
発生搬出コード	18
7 参考資料（用語の定義等）	
表 7-1 建設資材利用	19
表 7-2 建設副産物搬出	21
表 7-3 土質区分	22
表 7-4 <参考>重量換算係数	23
表 7-5 搬出先の種類の定義	24
表 7-6 チェックリスト	26

1. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の対象工事

1-1. 再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）とは

「資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）」（平成 3 年法律第 48 号、平成 14 年改正）第 34 条の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年建設省令第 19 号）において、建設工事業業者を再生資源の利用を原則とし（第 3 条）、一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています。（第 8 条）。

また、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成 3 年建設省令第 20 号）において、建設工事業業者は指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし（3 条）、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成し、完成後は速やかに再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、1年間保存することを義務づけています。（第 7 条）

表 1-1 ラージリサイクル法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・1,000m ³ 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・・・・・500 t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200 t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・1,000m ³ 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・ コンクリート塊 } 合計 建設発生木材 } 200 t以上

なお、様式は法定されていませんが、当県では、三重県建設副産物処理基準により様式を定めています。

1-2. 各段階における計画書の作成等

三重県では、建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、建設工事の計画、設計、積算、施工までの各段階において、建設副産物の発生抑制、現場内利用、工事間利用、再資源化施設の活用、再生建設資材の利用等に関するリサイクル計画書等を作成し、施工時に再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成・提出を義務付けています。

なお、三重県においては、ラージリサイクル法より厳しい指導を行うこととし、建設工事から発生する建設副産物の処理がある請負代金額が 500 万円以上の工事について、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成・提出を共通仕様書で義務付けています。

表1-2 各段階での作成・提出

段階	要件	作成書類	作成者
概略(予備)設計段階	建設工事から発生する建設副産物の処理がある工事	リサイクル計画書	業務受注者
詳細(実施)設計段階	概略(予備)設計段階と同じ	リサイクル計画書	業務受注者
積算段階	建設工事から発生する建設副産物の処理がある工事	リサイクル計画書	積算担当者 (発注者)
		リサイクル阻害要因説明書	積算担当者 (発注者)
施工段階	建設資材(コンクリート、二次製品、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石等)を搬入する請負代金額が500万円以上の工事	再生資源利用計画書	工事受注者
	建設副産物(特定建設資材廃棄物、建設廃棄物、建設発生土等)を搬出する請負代金額が500万円以上の工事	再生資源利用促進計画書	工事受注者
工事完了段階	建設資材(コンクリート、二次製品、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石等)を搬入する請負代金額が500万円以上の工事	再生資源利用実施書	工事受注者
	建設副産物(特定建設資材廃棄物、建設廃棄物、建設発生土等)を搬出する請負代金額が500万円以上の工事	再生資源利用促進実施書	工事受注者

※ 詳細は、[三重県建設副産物処理基準](#)を参照

2. 提出書類の作成方法

作成方法は、以下の3通りありますが、三重県の発注する建設工事においては、三重県公共工事共通仕様書により、2-1 建設副産物情報交換システム (COBRIS) にて作成することを義務付けています。

2-1. 建設副産物情報交換システム (COBRIS) による作成

(財)日本建設情報総合センター (JACIC) が管理運営する「建設副産物情報交換システム」(以下、「COBRIS」という。)に登載された CREDAS 機能により作成することができます。

また、COBRIS に登録された工事实績情報は、再生資源利用〔促進〕実施書の出力のほか、建設副産物実態調査 (センサス) のデータとして取りまとめられるため、調査票を作成・提出する必要がありません。

なお、COBRIS を利用するには年度単位の利用契約 (有料) が必要です。

【COBRIS に関する問い合わせ先】

(財)日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター

電話 03-3505-0410 FAX 03-3505-8872

E-mail recycle@jacic.or.jp

HP <http://www.recycle.jacic.or.jp/>

2-2. 建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS システム) による作成

国土交通省総合政策局のリサイクルホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」(以下、「CREDAS 入力システム」という。)をダウンロードして作成することができます。

また、CREDAS 入力システムで作成した再生資源利用〔促進〕実施書は、建設副産物実態調査 (センサス) の調査票に対応していますので、提出用ファイル (電子データ) として作成することができます。

【ダウンロード先】

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

2-3. 三重県ホームページ掲載の様式による作成

三重県ホームページの公共事業情報 (リサイクル・コスト縮減等) から再生資源利用〔促進〕実施書をダウンロードして作成することができます。

【ダウンロード先】

<http://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/fukusanbutsu/2002120247.htm>

3. 再生資源利用〔促進〕実施書の記入

3-1. 工事概要

(1) 発注機関名 **【必須】**

発注機関の部署出先事務所まで記入して下さい。

- ・「発注機関コード」欄へはコード表【発注機関コード】を参照して下さい。
- ・「(旧) ○○」のコードは旧名称になりますので選択しないで下さい。

(2) 発注担当者チェック欄

発注機関担当者の確認結果を記入して下さい。

- ・元請業者は記入の必要はありません。

(3) 担当者 **【必須】**

発注機関の担当者の名前を記入して下さい。

(4) TEL **【必須】**

発注機関の電話番号を記入して下さい。

(5) 請負会社名 **【必須】**

個人の場合は氏名、法人の場合は商号を記入して下さい。また、「建設業許可または解体工事業登録」欄へは建設業または解体工事業のいずれか該当する方の必要事項を記入して下さい。

- ・「請負会社コード」欄へはコード表【請負会社コード】を参照して下さい。

【建設業の場合】

大臣または知事のいずれかに○をし、建設業許可番号を記入して下さい。

【解体工事業の場合】

当該解体業者の登録をした行政庁、解体工事業の登録番号を記入して下さい。

(6) 会社所在地 **【必須】**

個人の場合は本人の住所、法人の場合は営業所(本店、支店等)の所在地を記入して下さい。

(7) TEL **【必須】**

個人の場合は本人の所有する電話の番号、法人の場合は営業所(本店、支店等)に置かれている電話の番号を記入して下さい。

(8) FAX

個人の場合は本人の所有する FAX の番号、法人の場合は営業所(本店、支店等)に置かれている FAX の番号を記入して下さい。

(9) 記入年月日 **【必須】**

再生資源利用〔促進〕実施書を提出した年月日（和暦）を記入して下さい。

(10) 工事責任者 **【必須】**

主任技術者（監理技術者）または現場代理人を記入して下さい。

(11) 調査票記入者 **【必須】**

再生資源利用〔促進〕実施書の記入者を記入して下さい。

(12) 工事名 **【必須】**

工事の名称を記入して下さい。

- ・「工事種類コード」欄へはコード表【工事種類コード】を参照して下さい。
- ・「工事種類コード」が土木工事、もしくは修繕・模様替え工事にもかかわらず、「建築面

積」、「延床面積」、「階数_地上」、「階数_地下」、「構造」、「使途」に記入がされていると、後日、確認の連絡があることがあります。

- ・「工事種類コード」には公共工事用と、民間工事用がありますので、公共工事にもかかわらず民間工事用の「工事種類コード」を選択している場合、又は、民間工事にもかかわらず公共工事用の「工事種類コード」を選択していると、後日、確認の連絡があることがあります。

(13) 工事施工場所 **【必須】**

工事の主たる施工場所を記入して下さい。

- ・「住所コード」欄へはコード表**【住所コード】**を参照して下さい。
- ・「(旧) ○○」のコードは旧地名になりますので選択しないで下さい。
- ・通常、公共工事は発注機関の管轄する区域内での工事であるため、公共工事発注機関の管轄区域以外の場所で工事を行っている場合には、後日、確認の連絡があることがあります。

(14) 工事概要等 **【必須】**

記入者が最も訴えたい知見および結果を簡潔、正確に主観を交えずに記入して下さい。

(15) 施工条件の内容(再生資源の利用に関する特記事項等) **【必須】**

再生資源の利用に関する特記事項等を記入して下さい。

(16) 請負金額 **【必須】**

請負金額（税込み）を万単位で記入して下さい。また、「左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用」欄へは再資源化等に要した費用を、「再資源化等が完了した年月日」欄へは再資源化等が完了した年月日（和暦）を必要に応じて記入して下さい。

- ・「特定建設資材廃棄物」は「コンクリート塊」、「建設発生木材」、「アスファルト・コンクリート塊」になります。
- ・1万円未満は四捨五入で記入して下さい。
- ・10億円を超える請負金額は、後日、確認の連絡があることがあります。

(17) 工期 **【必須】**

着工年月日（和暦）および竣工年月日（和暦）を記入して下さい。

(18) 建築面積 **【必須】** ※ 建築・解体工事のみ

工事対象の建築面積を記入して下さい。

(19) 延床面積 **【必須】** ※ 建築・解体工事のみ

工事対象の延床面積を記入して下さい。

- ・階数が2層以上で建築面積が延床面積より大きい場合、後日、確認の連絡があることがあります。

(20) 階数 **【必須】** ※ 建築・解体工事のみ

地上階数および地下階数を記入して下さい。

3-2. 建設資材利用

(1) 小分類コード

建設資材の小分類を「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード（コード※5）を参考に記入して下さい。

- ・「再生資材利用量」が 0 を越える（再生資材利用量>0）時は**必須項目**になります。

(2) 規格

再生資材の規格を記入して下さい。

(3) 主な利用用途コード

主な利用用途を「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード（コード※6）を参考に記入して下さい。

(4) 利用量

建設資材（新材を含む）の全体の利用量を記入して下さい。

- ・小数点第一位まで記入して下さい。
- ・「再生資材利用量」が 0 を越える（再生資材利用量>0）時は**必須項目**になります。
- ・「利用量、再生資材利用量」>100,000（t 又は m³ 又は kg）の場合、後日確認の連絡があることがあります。
- ・「工事概要」の「工事種別」が解体工事で「利用量」が記入されている場合、後日、確認の連絡があることがあります。
- ・「利用量」と「再生資材利用量」の関係（資材が再生材に限定される場合は「利用量」と「再生資材利用量」が同値、新材に限定される場合は「再生資材利用量」が記入されていない）が矛盾している場合、後日、確認の連絡があることがあります。
- ・建設資材のコンクリートの「生コン」、土砂の「山砂、山土などの新材」、碎石の「ぐり石、割ぐり石、自然石」は新材になるので、利用量以外の項目を入力する必要はありません。

(5) 再生資材の供給元施設、工事等の名称 ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の供給元施設、工事等の名称を記入して下さい。

(6) 供給元種類コード ※ 再生資材を利用した場合のみ

供給元種類コードを「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード（コード※7）を参考に記入して下さい。

- ・「再生資材利用量」が 0 を越える（再生資材利用量>0）時は**必須項目**になります。
- ・供給元種類コードの選択可否は、次の表を参考にして下さい。

○:選択可 ×:選択不可

供給元種類	コンクリート							コンクリート鉄		木材		
	生コン(バージン骨材)	再生生コン(Co再生骨材H)	再生生コン(Co再生骨材M)	再生生コン(Co再生骨材L)	再生生コン(その他のCo再生骨材)	再生生コン(Co再生骨材以外)	無筋コンクリート二次製品	その他	有筋コンクリート二次製品	その他	木材(ボード類を除く)	木質ボード
1.現場内利用	—	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
2.他の工事現場(内陸)	—	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
3.他の工事現場(海面)	—	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
4.再資源化施設	—	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
5.土砂ストックヤード	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
6.その他	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

供給元種類	アスファルト混合物								
	粗粒度アスコン	密粒度アスコン	細粒度アスコン	開粒度アスコン	改質アスコン	アスファルト	アスファルトモルタル	加熱アスファルト安定処理路盤	その他
1.現場内利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.他の工事現場(内陸)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3.他の工事現場(海面)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4.再資源化施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5.土砂ストックヤード	×	×	×	×	×	×	×	×	×
6.その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○

供給元種類	土砂									
	第一種発生土	第二種発生土	第三種発生土	第四種発生土	浚渫土	土質改良土	建設汚泥処理土	再生コンクリート砂	山砂、山土などの新材(採取土、購入土)	
1.現場内利用	○	○	○	○	○	×	○	×	—	
2.他の工事現場(内陸)	○	○	○	○	○	×	○	×	—	
3.他の工事現場(海面)	×	×	×	×	○	×	×	×	—	
4.再資源化施設	×	×	×	×	×	○	○	○	—	
5.土砂ストックヤード	○	○	○	○	○	×	×	×	—	
6.その他	○	○	○	○	○	×	○	×	—	

供給元種類	砕石							塩化ビニル管・継手	
	クラッシュラン	粒度調整砕石	篩さい	単粒度砕石	ぐり石、割りぐり石、自然	その他	硬質塩化ビニル管	その他	
1.現場内利用	○	○	×	○	—	○	○	○	
2.他の工事現場(内陸)	○	○	×	○	—	○	○	○	
3.他の工事現場(海面)	○	○	×	○	—	○	○	○	
4.再資源化施設	○	○	×	○	—	○	○	○	
5.土砂ストックヤード	×	×	×	×	—	×	×	×	
6.その他	○	○	○	○	—	○	○	○	

供給元種類	石膏ボード						その他の建設資材
	石膏ボード	シーリング石膏ボード	強化石膏ボード	化粧石膏ボード	石膏ラスボード	その他	
1.現場内利用	○	○	○	○	○	○	○
2.他の工事現場(内陸)	○	○	○	○	○	○	○
3.他の工事現場(海面)	○	○	○	○	○	○	○
4.再資源化施設	○	○	○	○	○	○	○
5.土砂ストックヤード	×	×	×	×	×	×	×
6.その他	○	○	○	○	○	○	○

(7) 施工条件内容コード ※ 再生資材を利用した場合のみ

施工条件内容コードを「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード(コード※8)を参考に記入して下さい。

(8) 再生資材の供給元場所住所 ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の供給元住所を記入して下さい。

- ・「住所コード」欄へはコード表【住所コード】を参照して下さい。
- ・「(旧)○○」のコードは旧地名になりますので選択しないで下さい。
- ・「再生資材利用量」が0を越える(再生資材利用量>0)時は**必須項目**になります。
- ・コード表と再生資材の供給元住所が一致しているか確認して下さい。
- ・供給元種類コードが「1.現場内利用」の時、「工事施工場所」と「供給元場所住所」が異なる場合、後日、確認の連絡があることがあります。

(9) 再生資材の名称コード ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の名称コードを「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード(コード※9)を参考に記入して下さい。

(10) 再生資材利用量 ※ 再生資材を利用した場合のみ

利用量のうち、再生資材の利用量を記入して下さい。

- ・小数点第一位まで記入して下さい。
- ・アスファルト混合物等で、利用した再生材（製品）の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材（製品）の利用量を記入して下さい。
- ・「利用量、再生資材利用量」>100,000（t 又は m³ 又は kg）の場合、後日確認の連絡があることがあります。

(11) 再生資材利用率 ※ 再生資材を利用した場合のみ

再生資材の利用率（再生資材利用量 ÷ 利用量 × 100）を記入して下さい。

- ・小数点第一位まで記入して下さい。

3-3. 建設副産物発生・搬出

(1) 発生量

建設副産物発生・搬出の全体の発生量（「現場内利用量」＋「減量化量」＋「現場外搬出量」の合計）を記入して下さい。

- ・小数点第一位まで記入して下さい。
- ・数値が四捨五入して0.0となるとき0.1として記入して下さい。（例：0.04 t → 0.1 t）

(2) 用途コード ※ 現場内利用がある場合のみ

用途コードを「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード（コード※10）を参考に記入して下さい。

(3) 利用量 ※ 現場内利用がある場合のみ

現場内利用の利用量を記入して下さい。

- ・小数点第一位まで記入して下さい。
- ・数値が四捨五入して0.0となるとき0.1として記入して下さい。（例：0.04 t → 0.1 t）
- ・「利用量」>100,000（t 又は地山 m³ 又は kg）の場合、後日確認の連絡があることがあります。

(4) うち現場内改良分 ※ 現場内利用がある場合のみ

現場内利用の利用量のうち、現場内での改良分を記入して下さい。

- ・「うち現場内改良分」>100,000（t 又は地山 m³ 又は kg）の場合、後日確認の連絡があることがあります。

(5) 減量化コード ※ 減量化した場合のみ

減量化コードを「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード（コード※11）を参考に記入して下さい。

(6) 減量化量 ※ 減量化した場合のみ

減量化量を記入して下さい。

- ・「減量化量」>100,000（t 又は地山 m³ 又は kg）の場合、後日確認の連絡があることがあります。

(7) 搬出先名称 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先の名称を記入して下さい。

(8) 区分 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先が公共か民間かどちらかに○印をつけて下さい。

(9) 施工条件の内容コード ※ 現場外に搬出した場合のみ

施工条件の内容コードを「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード（コード※12）を参考に記入して下さい。

(10) 搬出先場所住所 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先の住所を記入して下さい。

- ・「住所コード」欄へはコード表【住所コード】を参照して下さい。
- ・「(旧) ○○」のコードは旧地名になりますので選択しないで下さい。
- ・コード表と搬出先場所住所が一致しているか確認して下さい。
- ・「現場外搬出量」が 0 を越える（現場外搬出量>0）時は必須項目になります。

(11) 運搬距離 ※ 現場外に搬出した場合のみ

運搬距離を記入して下さい。

- ・小数点以下四捨五入で記入して下さい。
- ・1kmに満たないときは1kmとして記入して下さい。（例：0.4km→1km）
- ・「現場外搬出量」が 0 を越える（現場外搬出量>0）時は**必須項目**になります。
- ・搬出先が同じ都道府県であるのにもかかわらず、運搬距離≧100（km）の場合、後日確認の連絡があることがあります。
- ・「工事施工場所」と「搬出先場所住所」が異なる（隣の都道府県内であるにもかかわらず、「運搬距離」が1km未満又は200km以上または、隣の都道府県より遠い関係であるにもかかわらず、「運搬距離」が40km未満又は500km以上）場合、後日、確認の連絡があることがあります。

(12) 搬出先の種類コード ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出先の種類コードを「再生資源利用〔促進〕実施書」の様式内コード（コード※13）を参考に記入して下さい。

- ・「現場外搬出量」が 0 を越える（現場外搬出量>0）時は必須項目になります。
- ・大多数の工事は、“4. 中間処理施設(合材プラント)”または“5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)”になります。なお、搬出先の定義P25をご確認下さい。
- ・安易に“その他”を選択しないで下さい。
- ・搬出先種類コードの選択可否は、次の表を参考にして下さい

□建設廃棄物

○:選択可 ×:選択不可

搬出先の種類	コンクリート塊	アスコン塊	建設木材A	建設木材B	建設汚泥	金属くず	紙くず	廃プラスチック	廃塩化ビニル管・継手	廃石膏ボード	その他	建設混合廃棄物	アスベスト	その他がれき類
1.売却	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×
2.他工事	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×
3.広域認定制度による処理	×	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
4.中間処理施設(合材プラント)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)	×	×	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×
7.中間処理施設(単純焼却)	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10.その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(13) 現場外搬出量 ※ 現場外に搬出した場合のみ

搬出量を記入して下さい。

- ・小数点以下四捨五入で記入して下さい。
- ・「現場外搬出量」 > 100,000 (t 又は地山 m³ 又は kg) の場合、後日確認の連絡があることがあります。

(14) うち現場内改良分 ※ 現場外に搬出した場合のみ

現場外搬出量のうち現場内で改良した量を記入して下さい。

- ・小数点以下四捨五入で記入して下さい。
- ・「うち現場内量改良分」 > 100,000 (t 又は地山 m³ 又は kg) の場合、後日確認の連絡があることがあります。

(15) 再生資材利用促進量 ※ 現場外に搬出した場合のみ

再生資材利用促進量を記入して下さい。

- ・小数点以下四捨五入で記入して下さい。
- ・建設廃棄物の場合は、「搬出先の種類コード」で 1～6 を選択した場合は「100」を、それ以外は「0」として下さい。
- ・建設発生土の場合は、「搬出先の種類コード」で 1～6 を選択した場合は「100」を、それ以外は「0」として下さい。

(16) 再生資源利用促進率 ※ 現場外に搬出した場合のみ

再生資源利用促進率 ((「利用量」 + 「減量化量」 + 「再生資源利用促進量」) ÷ 「発生量」) を記入して下さい。

4. 記入上の注意

4-1. 建設泥土（建設汚泥）

(1) 用途コード（現場内利用）

- ・回収泥水に添加剤を加えシールド工等の裏込材として自ら利用した場合は「2. 裏込材」を選択して下さい。
- ・回収泥水をスラリー化安定処理し、流動化処理土としてシールド工インバート等に自ら利用した場合は「3. 埋戻し材」を選択して下さい。

(2) 利用量（現場内利用）

- ・回収泥水に添加剤を加えシールド工等の裏込材として自ら利用した量を記入して下さい。
- ・回収泥水をスラリー化安定処理し、流動化処理土としてシールド工インバート等に自ら利用した量を記入して下さい。

(3) うち現場内改良分（現場内利用）

- ・利用量と同じ量を記入して下さい。

(4) 減量法コード（減量化）

以下の場合には便宜的に全て「4. その他」を選択して下さい。

- ・分別量（水切り、仮置き等により泥状を呈さず建設発生土となったもの）
- ・分級量（分級土搬出量）
- ・処理工程による脱水量（脱水した水の量）
- ・処理工程により泥状を呈しなくなった量

(5) 減量化量（減量化）

以下の合計を記入して下さい。

- ・分別量（水切り、仮置き等により泥状を呈さず建設発生土となったもの）
- ・分級量（分級土搬出量）
- ・処理工程による脱水量（脱水した水の量）
- ・処理工程により泥状を呈しなくなった量

(6) 搬出先の種類コード（現場外搬出）

- ・海面処分場の覆土材利用（個別指定による工事間利用）は全て「2. 他工事」を選択して下さい。
- ・再生資源化施設（中間処理施設）に搬出した場合は全て「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」を選択して下さい。
- ・いかなる場合も、「2. 他工事」、「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」のみの選択として下さい。
- ・一体の施工システム内での処理工程により建設発生土となった場合は、建設発生土として記入して下さい。

(7) 現場外搬出量（現場外搬出）

実際に現場外へ搬出した量のみを記入して下さい。

※泥水か泥土状の建設泥土として現場外へ搬出するものだけを記入して下さい。

- ・減量化量（分別量、分級量、処理工程による脱水量、処理工程により泥状を呈しなくなった建設発生土の量）は絶対に加算しないで下さい。

(8) うち現場内改良分（現場外搬出）

「0」を記入して下さい。

4-2. 建設発生木材（建設発生木材A、建設発生木材B）

(1) 搬出先の種類コード（現場外搬出）

熱回収（サーマルリサイクル）施設の場合は「6. 中間処理施設（サーマルリサイクル）」を、チップ化施設、選別施設の場合は「5. 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」を選択して下さい。

4-3. その他

(1) 発生量などの数値について

発生量などの数値は、四捨五入して「0.0」となる場合は、「0.1」と記入して下さい。

例：建設発生木材Aが「40kg」発生した場合：「0.04トン」→「0.1トン」

(2) 運搬距離の数値について

運搬距離の数値は、四捨五入して「0km」となる場合は、「1km」と記入して下さい。

例：運搬距離が「400m」の場合：「0.4km」→「1km」

(3) 重量換算について

重量換算については、個々の実態に基づいて求められている単位に換算して記入して下さい。土砂、建設発生土以外の品目の数量単位は、重量（トン）で記入して下さい。なお、実態値がない場合には、換算表を参考にして記入して下さい。

(4) 受注者（作成者）によるチェックのお願い

過年度の建設副産物実態調査において、データ内容の記入（入力）ミスが多く見受けられるため、記入（入力）後に、再度確認をお願いします。

(5) 発注者によるチェックのお願い

過年度の建設副産物実態調査において、データ内容の記入（入力）ミスが多く見受けられるため、発注者によるチェックが必要です。受注者から、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の提出された際には、必ずチェックを行って下さい。

チェックリスト（表7-6）を作成しましたので、記入例も併せて活用下さい。

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 - (例)

建設副産物情報交換システム 工事ID 000000

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画(実施)

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

建設副産物の種類	現場内利用・減量			現場外搬出について				再生資源利用促進率 (2+3+5)/(1+2+3+5) (%)
	①発生量 (粗削等) =2+(3)+(4)	②利用量 (うち現場内改良分)	③減量化量 (減量化)	搬出先名称 (区分: 施工条件のどちらかに○印をつけて下さい。コード*12)	搬出先場所 (住所コード: *4、減量距離: *13)	④現場外搬出量 (うち現場内改良分)	⑤再生資源利用促進量 (注2)	
特定重要安価副産物								
コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
建設発生木材 (2.5m以上の長さの丸太等を除く)	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間 km	km	トン	トン	%
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
その他がれ本質	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間 km	km	トン	トン	%
建設発生木材目 (2.5m以下の長さの丸太等を含む)	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
建設発生目	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間 km	km	トン	トン	%
金属くず	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
建設用ビニール 製・布製	kg	kg	kg	搬出先2 公共 民間 km	km	kg	kg	%
廃プラスチック類 (プラスチック製建築資材を除く)	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
廃石膏ボード	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間 km	km	トン	トン	%
紙くず	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
プラスチック製 容器・包装	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間 km	km	トン	トン	%
ガラス類 (破砕)	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
その他の分別 された廃棄物	トン	トン	トン	搬出先2 公共 民間 km	km	トン	トン	%
混合状態の廃棄物 (分別されていない)	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
搬出先2 公共 民間 km	km	トン	トン	搬出先1 公共 民間 km	km	トン	トン	%
第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2 公共 民間 km	km	地山m ³	地山m ³	%
第二種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 公共 民間 km	km	地山m ³	地山m ³	%
第三種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2 公共 民間 km	km	地山m ³	地山m ³	%
第四種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 公共 民間 km	km	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (掘削土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2 公共 民間 km	km	地山m ³	地山m ³	%
合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 公共 民間 km	km	地山m ³	地山m ³	%

大多数の工事は、「4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント)または「5. 中間処理施設合材プラント以外の再資源化施設」です。

平成23年度等にコード番号が変更されていますので注意して下さい

搬出先の選択は特に注意(中間処理施設に搬出した場合、最終処分場は絶対選択しないで下さい)

- コード*10
 - 1. 路盤材
 - 2. 裏込材
 - 3. 埋戻し材
 - 4. その他
- コード*11
 - 1. 洗砂
 - 2. 排水
 - 3. 天日乾燥
 - 4. その他
- コード*12
 - 1. 施工条件について
 - 1. 公共 民間
 - 2. 指定区分(または準指定区分)
 - 3. 自由区分
 - 2. 搬出先(指定されたもの)
 - 3. 自由区分
- コード*13
 - 1. 搬出先(建設発生物の場合)
 - 1. 売却
 - 2. 他工事現場
 - 3. 広域認定制度による処理
 - 4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント)
 - 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
 - 6. 中間処理施設(サマリアサイクル)
 - 7. 中間処理施設(単独施設)
 - 8. 産業物最終処分場(埋没処分場)
 - 9. 産業物最終処分場(内陸処分場)
 - 10. 下の地の処分
 - 2. 建設発生土の場合
 - 1. 売却
 - 2. 他工事現場(内陸)
 - 3. 他工事現場(海面)
 - 4. 産業物最終処分場(埋没)
 - 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
 - 6. 中間処理施設(サマリアサイクル)
 - 7. 中間処理施設(単独施設)
 - 8. 産業物最終処分場(埋没)
 - 9. 産業物最終処分場(内陸)
 - 10. 下の地の処分
 - 3. 建設発生土の場合
 - 1. 売却
 - 2. 他工事現場(内陸)
 - 3. 他工事現場(海面)
 - 4. 産業物最終処分場(埋没)
 - 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
 - 6. 中間処理施設(サマリアサイクル)
 - 7. 中間処理施設(単独施設)
 - 8. 産業物最終処分場(埋没)
 - 9. 産業物最終処分場(内陸)
 - 10. 下の地の処分

注2 再生資源利用促進率について
現場外搬出量(4)のうち、搬出先の種類(コード*13)が1~6の合計

6. 各種コード表

※ 各種コード表の最新版は、JACIC(建設副産物情報センター)のホームページを確認下さい。

掲載箇所

[建設副産物情報センターHP](#) / 副産物 (左側) / 各種マニュアル等 (ダウンロード) / ●各種コード表

・発注機関コード [平成 23 年 10 月 24 日版]

発注機関コード1		
コード	大機関名	機関名
240110	三重県	三重県 政策部
240101	三重県	三重県 総務部
240111	三重県	三重県 防災危機管理部
240103	三重県	三重県 生活・文化部
240112	三重県	三重県 健康福祉部
240104	三重県	三重県 環境森林部
240105	三重県	三重県 農水商工部
240106	三重県	三重県 県土整備部
240107	三重県	三重県 教育委員会
240108	三重県	三重県 警察本部
240109	三重県	三重県 病院事業庁
240251	三重県	三重県 桑名県民センター
240252	三重県	三重県 四日市県民センター
240253	三重県	三重県 鈴鹿県民センター
240254	三重県	三重県 津県民センター
240255	三重県	三重県 松阪県民センター
240256	三重県	三重県 伊勢県民センター
240257	三重県	三重県 伊賀県民センター
240258	三重県	三重県 尾鷲県民センター
240259	三重県	三重県 熊野県民センター
240301	三重県	三重県 桑名農政環境事務所
240201	三重県	三重県 四日市農林商工環境事務所
240202	三重県	三重県 津農林水産商工環境事務所
240203	三重県	三重県 松阪農林商工環境事務所
240204	三重県	三重県 伊勢農林水産商工環境事務所
240205	三重県	三重県 伊賀農林商工環境事務所
240206	三重県	三重県 尾鷲農林水産商工環境事務所
240207	三重県	三重県 熊野農林商工環境事務所
240401	三重県	三重県 桑名建設事務所
240402	三重県	三重県 四日市建設事務所
240403	三重県	三重県 鈴鹿建設事務所
240404	三重県	三重県 津建設事務所
240406	三重県	三重県 松阪建設事務所
240407	三重県	三重県 伊勢建設事務所
240408	三重県	三重県 志摩建設事務所
240409	三重県	三重県 伊賀建設事務所
240410	三重県	三重県 尾鷲建設事務所
240411	三重県	三重県 熊野建設事務所
240412	三重県	三重県 北勢流域下水道事務所
240413	三重県	三重県 中勢流域下水道事務所
240700	三重県	三重県 企業庁
240703	三重県	三重県 北勢水道事務所
240704	三重県	三重県 中勢水道事務所
240705	三重県	三重県 南勢水道事務所
240701	三重県	三重県 三瀬谷発電管理事務所
240702	三重県	三重県 宮川発電管理支所
240801	三重県	三重県 三重県土地開発公社
240802	三重県	三重県 三重県住宅供給公社
240803	三重県	三重県 三重県道路公社
240804	三重県	三重県 三重県下水道公社
240805	三重県	三重県 水道企業団(水道組合)
240806	三重県	三重県 土地区画整理組合
240808	三重県	三重県 土地改良区
240810	三重県	三重県 四日市港管理組合
240999	三重県	三重県 その他(外郭団体含む)

発注機関コード2		
コード	大機関名	機関名
242010	三重県内市町	三重県 津市
242020		三重県 四日市市
242030		三重県 伊勢市
242040		三重県 松阪市
242050		三重県 桑名市
242070		三重県 鈴鹿市
242080		三重県 名張市
242090		三重県 尾鷲市
242100		三重県 亀山市
242110		三重県 鳥羽市
242120		三重県 熊野市
242140		三重県 いなべ市
242150		三重県 志摩市
242160		三重県 伊賀市
243030		三重県 桑名郡 木曾岬町
243240		三重県 員弁郡 東員町
243410		三重県 三重郡 菟野町
243430		三重県 三重郡 朝日町
243440		三重県 三重郡 川越町
244410		三重県 多気郡 多気町
244420		三重県 多気郡 明和町
244430		三重県 多気郡 大台町
244610		度会郡 玉城町
244700		度会郡 度会町
244710		度会郡 大紀町
244720		度会郡 南伊勢町
245430		北牟婁郡 紀北町
245610		南牟婁郡 御浜町
245620		南牟婁郡 紀宝町

・住所コード[平成 23 年 10 月 24 日版]

住所コード		
コード	都道府県	市区町村
24201	三重県	津市
24202		四日市市
24203		伊勢市
24204		松阪市
24205		桑名市
24207		鈴鹿市
24208		名張市
24209		尾鷲市
24210		亀山市
24211		鳥羽市
24212		熊野市
24214		いなべ市
24215		志摩市
24216		伊賀市
24303		桑名郡木曾岬町
24324		員弁郡東員町
24341		三重郡菟野町
24343		三重郡朝日町
24344		三重郡川越町
24441		多気郡多気町
24442		多気郡明和町
24443		多気郡大台町
24461		度会郡玉城町
24470		度会郡度会町
24471		度会郡大紀町
24472		度会郡南伊勢町
24543		北牟婁郡紀北町
24561		南牟婁郡御浜町
24562		南牟婁郡紀宝町

・工事概要コード[平成21年2月9日版]

工事種類コード

コード	名称	
A-1	築堤(河川)	河川関係工事
A-2	護岸(河川)	
A-3	浚渫(河川)	
A-4	構造物(河川)	
A-5	ダム(河川)	
A-6	砂防(河川)	
A-7	その他(河川)	
A-8	海岸工事	
B-1	改良(道路)	道路関係工事
B-2	舗装(道路)	
B-3	橋梁(道路)	
B-4	ずい道(道路)	
B-5	維持修繕(道路)	
B-6	共同溝(道路)	
B-9	その他(道路)	
C-1	土地改良、区画整理(農林)	農工林事関係
C-2	農道(農林)	
C-3	農林その他(農林)	
D	水産関係工事	
E	上・工水道関係工事	
F	土地造成、区画整理関係工事	
G	公園関係工事	
H	下水道関係工事	
I-1	空港関係工事	空港・港湾関係工事
I-2	港湾関係工事	
J	鉄道、軌道関係工事	
K	災害復旧関係工事	
M	その他の公共土木工事	
L	電線路工事	公選共工事での
M-1	管工事(ガス管等)	
M-2	ゴルフ場工事	
M-3	構内環境整備工事	
M-4	その他の土木工事	
N	非木造新築(建築)	建築工事のみ
U	非木造増築(建築)	
O	非木造改築・改修(建築)	
P	非木造解体(建築)	
Q	木造新築(建築)	
V	木造増築(建築)	
R	木造改築・改修(建築)	
S	木造解体(建築)	
T	修繕・模様替え(建築)	

許可区分コード

コード	名称
1	一般
2	特定

建設業許可大臣知事コード

コード	名称
0	国土交通大臣
1	北海道知事
2	青森県知事
3	岩手県知事
4	宮城県知事
5	秋田県知事
6	山形県知事
7	福島県知事
8	茨城県知事
9	栃木県知事
10	群馬県知事
11	埼玉県知事
12	千葉県知事
13	東京都知事
14	神奈川県知事
15	新潟県知事
16	富山県知事
17	石川県知事
18	福井県知事
19	山梨県知事
20	長野県知事
21	岐阜県知事
22	静岡県知事
23	愛知県知事
24	三重県知事
25	滋賀県知事
26	京都府知事
27	大阪府知事
28	兵庫県知事
29	奈良県知事
30	和歌山県知事
31	鳥取県知事
32	島根県知事
33	岡山県知事
34	広島県知事
35	山口県知事
36	徳島県知事
37	香川県知事
38	愛媛県知事
39	高知県知事
40	福岡県知事
41	佐賀県知事
42	長崎県知事
43	熊本県知事
44	大分県知事
45	宮崎県知事
46	鹿児島県知事
47	沖縄県知事

解体業許可知事コード

コード	名称
1	北海道知事
2	青森県知事
3	岩手県知事
4	宮城県知事
5	秋田県知事
6	山形県知事
7	福島県知事
8	茨城県知事
9	栃木県知事
10	群馬県知事
11	埼玉県知事
12	千葉県知事
13	東京都知事
14	神奈川県知事
15	新潟県知事
16	富山県知事
17	石川県知事
18	福井県知事
19	山梨県知事
20	長野県知事
21	岐阜県知事
22	静岡県知事
23	愛知県知事
24	三重県知事
25	滋賀県知事
26	京都府知事
27	大阪府知事
28	兵庫県知事
29	奈良県知事
30	和歌山県知事
31	鳥取県知事
32	島根県知事
33	岡山県知事
34	広島県知事
35	山口県知事
36	徳島県知事
37	香川県知事
38	愛媛県知事
39	高知県知事
40	福岡県知事
41	佐賀県知事
42	長崎県知事
43	熊本県知事
44	大分県知事
45	宮崎県知事
46	鹿児島県知事
47	沖縄県知事

請負会社コード

コード	名称
80000	建築業協会加盟会社
80500	日本土木工業協会加盟会社
81000	各県建設業協会加盟会社
82000	プレハブ建築協会加盟会社
83000	日本ツーバイフォー建築協会加盟会社
84000	日本木造住宅産業協会加盟会社
85000	各県建物解体業協会加盟会社
85500	住宅産業解体処理業連絡協議会加盟会社
86000	その他の加盟団体又は団体に属さない

工事責任者コード

コード	名称
1	主任技術者・監理技術者(建設業の場合)
2	技術管理者(解体工事業の場合)

震災関係コード

コード	名称
1	震災が原因による解体・取こわし工事
2	震災が原因による復旧・建設工事
3	それ以外の通常の工事

建築構造コード

コード	名称
1	鉄骨鉄筋コンクリート造
2	鉄筋コンクリート造
3	鉄骨造
4	コンクリートブロック造
5	木造
6	その他

建築使途コード

コード	名称
1	居住専用
2	居住産業併用
3	事務所
4	店舗
5	工場、作業所
6	倉庫
7	学校
8	病院診療所
9	その他

・資材搬入コード[平成21年2月9日版]

建設資材品目コード

コード	名称
1	土砂
2	砕石
3	アスファルト混合物
4	その他の建設資材
5	コンクリート
6	コンクリート及び鉄から成る建設資材
7	木材
8	石膏ボード
9	塩化ビニル管・継手

建設資材小分類コード

コード	名称	
1	第一種建設発生土	土砂
2	第二種建設発生土	
3	第三種建設発生土	
4	第四種建設発生土	
5	浚渫土	
6	土質改良土	
7	建設汚泥処理土	
8	再生コンクリート砂	
9	山砂、山土などの新材(採取土、購入土)	砕石
1	クラッシャーラン	
2	粒度調整砕石	
3	鉱さい	
4	単粒度砕石	
5	ぐり石、割ぐり石、自然石	
6	その他	
1	粗粒度アスファルトコンクリート	アスファルト混合物
2	密粒度アスファルトコンクリート	
3	細粒度アスファルトコンクリート	
4	開粒度アスファルトコンクリート	
5	改質アスファルトコンクリート	
6	アスファルトモルタル	
7	加熱アスファルト安定処理路盤材	
8	その他	
1	生コン(バーজন骨材)	コンクリート
2	再生生コン(Co再生骨材H)	
3	再生生コン(Co再生骨材M)	
4	再生生コン(Co再生骨材L)	
5	再生生コン(その他のCo再生骨材)	
6	再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)	
7	無筋コンクリート二次製品	
8	その他	
90	(旧)生コン	
1	有筋コンクリート二次製品	
2	その他	
1	木材(ボード類を除く)	木材
2	木質ボード	
1	石膏ボード	石膏 ボード
2	シーリング石膏ボード	
3	強化石膏ボード	
4	化粧石膏ボード	
5	石膏ラスボード	
6	その他	
1	硬質塩化ビニル管	継管・ 手・ 塩化 ビニ ル
2	その他	

再生資材名称コード

コード	名称	
1	第一種建設発生土	土砂
2	第二種建設発生土	
3	第三種建設発生土	
4	第四種建設発生土	
5	浚渫土	
6	土質改良土	
7	建設汚泥処理土	
8	再生コンクリート砂	
1	再生クラッシャーラン	砕石
2	再生粒度調整砕石	
3	鉱さい	
4	その他	
1	再生粗粒度アスファルトコンクリート	アスファルト混合物
2	再生密粒度アスファルトコンクリート	
3	再生細粒度アスファルトコンクリート	
4	再生開粒度アスファルトコンクリート	
5	再生改質アスファルトコンクリート	
6	再生アスファルトモルタル	
7	再生加熱アスファルト安定処理路盤材	
8	その他	
1	再生生コン(Co再生骨材H)	コン クリ ート
2	再生生コン(Co再生骨材M)	
3	再生生コン(Co再生骨材L)	
4	再生生コン(その他のCo再生骨材)	
5	再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)	
6	再生無筋コンクリート二次製品	
7	その他	
90	(旧)再生生コン	
1	再生有筋コンクリート二次製品	及びリ ンク 鉄トク
2	その他	
1	再生木材(ボード類を除く)	木材
2	再生木質ボード	
1	再生硬質塩化ビニル管	継管・ 手・ 塩化 ビニ ル
2	その他	

建設資材利用用途コード

コード	名称	
1	道路路体	土砂
2	路床	
3	河川築堤	
4	構造物等の表込材、埋戻し用	
5	宅地造成用	
6	水面埋立用	
7	ほ場整備(農地整備)	
8	その他	
1	舗装の下層路盤材	砕石
2	舗装の上層路盤材	
3	構造物の表込材、基礎材	
4	その他	
1	表層	アス ファ ルト 混 合 物
2	基層	
3	上層路盤	
4	歩道	
5	その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)	
1	水道(配水)用	塩化 ビニ ル管 ・ 継 手
2	下水道用	
3	ケーブル用	
4	農業用	
5	設備用	
6	その他	石膏 ボ ー ド
1	壁	
2	天井	
3	その他	

再生資材供給元種類コード

コード	名称
1	現場内利用
2	他の工事現場(内陸)
3	他の工事現場(海面)
4	再資源化施設
5	土砂ストックヤード
6	その他

再生資材施工条件内容コード一覧表

コード	名称
1	再生材の利用の指示あり
2	再生材の利用の指示なし

・発生搬出コード[平成21年2月9日版]

現場内利用途コード

コード	名称
1	路盤材
2	裏込材
3	埋戻し材
4	その他

減量法コード

コード	名称
1	焼却
2	脱水
3	天日乾燥
4	その他

建設副産物発生・搬出品目コード

コード	名称
1	第一種建設発生土
2	第二種建設発生土
3	第三種建設発生土
4	第四種建設発生土
5	浚渫土(建設汚泥を除く)
6	コンクリート塊
7	アスファルト・コンクリート塊
8	建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)
9	建設汚泥
10	混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)
11	金属くず
12	廃プラスチック
13	紙くず
14	アスベスト
15	建設発生木材B(立木、除根材などが廃棄物となったもの)
16	その他の分別された廃棄物
17	その他がれき類
18	廃石膏ボード
19	廃塩化ビニル管・継手

施工条件コード

コード	名称
1	A指定処分(発注時に指定されたもの)
2	B指定処分(もしくは準指定処分)(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3	自由処分

現場外搬出先種類コード

コード	名称	
1	売却	コンクリート塊 建設木材A アスファルト・コンクリート塊 その他がれき類 建設木材B 建設汚泥 金属くず 廃塩化ビニル管・継手 廃プラスチック 廃石膏ボード 紙くず アスベスト その他の廃棄物 混合状態の廃棄物
2	他の工事現場	
3	広域認定制度による処理	
4	中間処理施設(アスファルト合材プラント)	
5	中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)	
6	中間処理施設(サーマルリサイクル)	
7	中間処理施設(単焼却)	
8	廃棄物最終処分場(海面処分場)	
9	廃棄物最終処分場(内陸処分場)	
10	その他の処分	
90	(旧)中間処理施設(焼却以外)・土質改良プラント	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土 第四種建設発生土 浚渫土
91	(旧)建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)	
92	(旧)他の工事現場(海面埋立、海岸、海浜事業含む)	
93	(旧)建設発生土受入地	
94	(旧)建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)	
1	売却	
2	他の工事現場(内陸)	
3	他の工事現場(海面)ただし、廃棄物最終処分場を除く	
4	土質改良プラント(再利用先工事が決定)	
5	土質改良プラント(再利用先工事が未決定)	
6	ストックヤード(再利用先工事が決定)	
7	ストックヤード(再利用先工事が未決定)	
8	工事予定地	
9	採石場・砂利採取跡地等復旧事業	
10	廃棄物最終処分場(覆土としての受入)	
11	廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)	
12	建設発生土受入地(公共事業の土捨場)	
13	建設発生土受入地(農地受入)	
14	建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)	
90	(旧)中間処理施設(焼却以外)・土質改良プラント	
91	(旧)最終処分場(海面処分場)	
92	(旧)最終処分場(内陸処分場)	
93	(旧)建設発生土受入地	
94	(旧)その他	

7. 参考資料（用語の定義等）

用語の定義やチェックリストを添付しますので、活用下さい。

表 7-1 建設資材利用

分類	小分類（現場内利用時の 性状で区分）	定 義
コンクリート	生コン（バージン骨材）	新材骨材を用いた通常の生コンクリート
	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いた生コンクリート	コンクリート用再生骨材（H、M、L）を用いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材以外の再生材を用いた生コンクリート	「コンクリート用再生骨材（H、M、L）」以外の再生骨材を用いた生コンクリート
	無筋コンクリート二次製品	コンクリートブロック、コンクリート製インターロッキングブロック、間知ブロック、テラゾブロック
	その他	軽量コンクリート、特殊コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材	有筋コンクリート二次製品	PC版、コンクリート平板・U字溝等二次製品
	その他	
木材	木材（ボード類除く）	角材、集成材（ボード除く）など（植栽用の樹木は除く）
	木質ボード	板材、パーティクルボード、合板、集成材（ボード）、繊維板など
アスファルト混合物	粗粒度アスファルト・コンクリート	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した粗粒度アスファルト・コンクリート
	密粒度アスファルト・コンクリート	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した密粒度アスファルト・コンクリート
	細粒度アスファルト・コンクリート	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した細粒度アスファルト・コンクリート
	開粒度アスファルト・コンクリート	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合した開粒度アスファルト・コンクリート
	改質アスファルト・コンクリート	骨材に補足材料又は改質アスファルト（通常のストレートアスファルトに改質材を添加したもの、あるいはブローイングなどの改質操作を加えたもの）を加えたものを加熱、混合した改質アスファルト・コンクリート
	アスファルト・モルタル	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合したアスファルト・モルタル
	加熱アスファルト安定処理混合物	骨材に補足材料又はアスファルトを加えたものを加熱、混合したアスファルト安定処理混合物

分類	小分類（現場内利用時の性状で区分）	定義
土 砂	購入土	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛り土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土 (第1種改良土～第4種改良土)
	建設汚泥処理土	工事等で発生した建設汚泥を改良し、有価物とした土類
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
砕石	クラッシャーラン	岩石等を破碎した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要に応じて補足材料を加えて混合した路盤材料（再生クラッシャーラン）
	粒度調整砕石	一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要に応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材（再生粒度調整砕石）
	鋳さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	単粒度砕石	均一の粒度となるよう調整した砕石
	ぐり石、割ぐり石、自然石	玉石大に割った石。原石を破碎した石。
塩化ビニル管・継手	硬質塩化ビニル管	可塑剤が入っていない硬質塩化ビニル管
	水道用硬質塩化ビニル管	可塑剤が入っていない水道工用硬質塩化ビニル管
石膏ボード	石膏ボード	石膏を芯として、その両面及び長さ方向の側面をボード用原紙で被覆した標準的なもの
	シーリング石膏ボード	両面のボード用原紙及び芯の石膏に防水処理を施したもの
	強化石膏ボード	芯に無機質繊維などを混入したもの
	化粧石膏ボード	石膏ボードの表面を化粧加工したもの
	石膏ラスボード	石膏ボードの表面に長方形のくぼみを付けたもの
その他の建設資材		上記以外の建設資材 (<u>利用量の多い上位2品目を具体的に記入してください</u>)

表 7-2 建設副産物搬出

	調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)	定 義
建設 廃 棄 物	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
	アスファルト・コンクリート塊	アスファルトコンクリートの破片
	建設発生木材 A (柱、ボードなどの木 製資材が廃棄物となっ たもの)	木材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃 棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は、含まない。
	その他がれき類	レンガや瓦、がれき類の微粉末、モルタル殻、その他のがれき類
	建設発生木材 B (立木、除根材などが 廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ただし、剪定枝、除草等は含まない
	建設汚泥	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね200kN/m²(2kgf/cm²)以下または一軸圧縮強さが50kN/m²(0.5kgf/cm²)以下) 廃ベントナイト泥水 リバーシ工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」(株)ぎょうせい(1990.6.20発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 (H2厚生省衛産37号)
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
	廃塩化ビニル管・継手	塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	フィルム、発泡スチロール、等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は廃塩化ビニル管・継手の欄に記入してください。
	廃石膏ボード	石膏ボードが廃棄物となったもの
	紙くず	工事現場で使用した紙類
	建設混合廃棄物	上記のもの(ガラスくず、陶磁器くずを含む)の混合物
	アスベスト	吹付けアスベスト除去物(飛散性アスベスト)
その他の 分別された廃棄物	上記以外の廃棄物で分別されたもの	
建設 発 生 土	<p>表 7-3 参照</p> <p>第 1 種建設発生土 ～ 浚渫土</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土

注 1) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断して下さい。
但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注 2) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表 7-3 土質区分

区分	細区分	コーン 指数 qc kN/m ²	土質材料の工学的分類		備 考		セグ上の 区分
			大分類	土 質	含水比 (地山) Wn (%)	掘削 方法	
第 1 種建設発生土 砂、礫及びこれらに準ず る物	第 1 種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—		第 1 種 建設 発生土
			砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}			
	第 1 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	・排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等 により含 水比が増 加すると 予想され る場合は、 1 ランク 下の区分 とする。 ・水中掘削 等による 場合は、2 ランクラ ンク下の 区分とす る。	改良土
第 2 種建設発生土 砂質土、礫質土及び これらに準ずる物	第 2 a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—		第 2 種 建設 発生土
	第 2 b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		
	第 2 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第 3 種建設発生土 通常の施工性が確保さ れる粘性土及びこれに 準ずる物	第 3 a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		第 3 種 建設 発生土
	第 3 b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度 以下		
			火山灰質 粘性土	火山灰質 粘性土 {V}	—		
	第 3 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	改良土	
第 4 種建設発生土 粘性土及びこれに準ず る物〔第 3 種建設発生土 を除く〕	第 4 a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第 4 種 建設 発生土	
	第 4 b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40~ 80%程度		
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	40~ 80%程度		
	第 4 種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—		改良土
泥 土	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第 4 種 建設 発生土	
	泥土b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80% 程度以上		
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	80% 程度以上		
	泥土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—		浚渫土

出典：「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。

実態値がない場合には、換算表（表7-4）を参考にして記入して下さい。

表7-4 〈参考〉重量換算係数（トン／ ）

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ※注2
	建廃ガイドライン値※注1	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2～1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6～1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト ・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4～0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24～ 0.30 ※注3	0.26
砕石	—	—	2.0 ※注4	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200 ※注5 (kg/) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	—	0.65 ～0.8 ※注6		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値：『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物(環境省)：『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』(環産廃発第061227006号)の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」(社)日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) (社)石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表 7-5 搬出先の種類の定義

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2. 他の工事現場 (内陸)	内陸の建設発生土を必要とする工事（公共、民間は問わない）への搬出（売却は除く） 例：埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3. 他の工事現場 (海面)	海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4. 土質改良プラント (再利用先工事が 決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事の予定がある場合
5. 土質改良プラント (再利用先工事が 未決定)	土質改良プラントへの搬出で、再利用される工事が未決定の場合
6. スtockヤード (再利用先工事が 決定)	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事の予定がある場合
7. スtockヤード (再利用先工事が 未決定)	建設発生土の一時保管場所（仮置き場）、中継施設、積換施設への搬出で、再利用される工事が未決定の場合
8. 工事予定地	次年度以降に工事計画等の予定地（仮置き場）へ搬出した場合
9. 採石場・砂利採取 跡地等復旧事業	砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧（埋め戻し）するために搬出した場合
10. 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
11. 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)	廃棄物処理法で規定された最終処分場（覆土以外）へ搬出した場合
12. 建設発生土受入地 (公共事業の土捨場)	公共事業で確保した建設発生土受入地（土捨場）へ搬出した場合
13. 建設発生土受入地 (農地受入)	個人農家の農地を嵩上げする目的などで、搬出した場合
14. 建設発生土受入地 (民間土捨場・ 残土処分場)	民間の建設発生土受入地（土捨場・残土処分場）へ搬出した場合

建設廃棄物の場合																									
コード	定義																								
1. 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）																								
2. 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）																								
3. 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合																								
4. 中間処理施設(再資源化施設：合材プラント)	アスファルト・コンクリート塊を破碎処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント																								
5. 中間処理施設(再資源化処理：合材プラント以外)	建設廃棄物の破碎、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>施設の種類の</th> <th>主な再生材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊</td> <td>建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破碎施設）</td> <td>再生碎石</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>チップ化施設、選別施設処理施設</td> <td>木材チップ</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）</td> <td>流動化処理土改良建設汚泥</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）</td> <td>ペレット、再生油、固形燃料</td> </tr> <tr> <td>廃塩化ビニル管・継手</td> <td>廃塩化ビニル管・継手処理施設</td> <td>塩化ビニル管</td> </tr> <tr> <td>廃石膏ボード</td> <td>廃石膏ボード処理施設</td> <td>石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）</td> <td>選別施設</td> <td>土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品</td> </tr> </tbody> </table>	建設廃棄物の種類	施設の種類の	主な再生材	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破碎施設）	再生碎石	建設発生木材	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土改良建設汚泥	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
建設廃棄物の種類	施設の種類の	主な再生材																							
アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破碎施設）	再生碎石																							
建設発生木材	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ																							
建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土改良建設汚泥																							
廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料																							
廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管																							
廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード																							
混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品																							
6. 中間処理施設(サーマルリサイクル)	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																						
建設発生木材	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場																								
7. 中間処理施設(単純焼却)	建設発生木材又は建設混合廃棄物で、 <u>再生利用（熱回収を含む）を行わず</u> 、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設</td> </tr> </tbody> </table>	建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設	建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																				
建設発生木材	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設																								
建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設																								
8. 廃棄物最終処分場(海面処分場)	(廃棄物処理法で規定された) 海面型最終処分場への搬出																								
9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)	(廃棄物処理法で規定された) 内陸型最終処分場への搬出																								
10. その他の処分	その他の <u>再利用に供しない施設等</u> への搬出（原則として選択しない） ⇒集計上、「最終処分」としてカウントされます																								

表7-6 チェックリスト

No	確認項目	確認内容	チェック欄
1	システム	三重県発注の建設工事の場合 入力システムは、発注者から指示したCOBRISシステムか。 上記以外の建設工事の場合 (また、CREDA Sの場合は最新のシステムか。 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm)	
2	発注機関と 施工場所	公共発注機関の管轄外で工事を行っているか 例：A市発注工事をB市で施工しているケース	
3	数量の 間違い (桁間違い)	請負金額、延床面積、建設資材、建設副産物、運搬距離の数量が正しいか。 ⇒契約書、完了書類、マニフェスト等で数量が正しいか、確認してください。また、建設資材、建設副産物はトン又はm ³ 、kgで調査していますので、必要に応じて換算してください。 (換算係数は表7-4のとおり)	
4	現場内利用 の住所	建設資材(とくに、土砂)を現場内利用※した際、「工事施工場所住所」と「供給元住所」が同じか。 ※現場内利用とは、たとえば 工事現場から発生した建設発生土を、工事現場から搬出せずに、当該工事現場内で埋戻材などとして利用すること。	
5	運搬距離	建設副産物を現場外へ搬出しているが、「運搬距離」が「0km」となっていないか。 ⇒運搬距離が四捨五入して「0km」となる場合(0.5km未満)は、「1km」と入力してください。	
6	現場内利用	建設発生土やコンクリート塊を現場内利用した場合、「建設資材利用」と「建設副産物発生」の両方に記載しているか。 例1：コンクリート塊を現場内で破砕し、再生砕石として路盤材等の建設資材として利用した場合 ⇒建設資材利用の「砕石」、建設副産物発生の「コンクリート塊」の両方に現場内利用の記載が必要 例2：建設発生土を現場内利用した場合 ⇒建設資材利用の「土砂」、建設副産物発生の「建設発生土」の両方に現場内利用の記載が必要	
7	搬出先種類	建設廃棄物の搬出先種類については、建設工事からの搬出した先の施設、中間処理施設等の種類を選択してください。 中間処理施設へ搬出した後に、最終処分している場合は、中間処理施設を選択して下さい。 安易に“その他”を選択しないで下さい。 搬出先種類の具体的な定義は、表7-5を参照してください。	
8	率の確認	再生資源利用率、再生資源利用促進率を確認してください。 ・再生資源利用率：建設資材利用量のうち、再生資源量の割合 ・再生資源利用促進率：建設副産物搬出量のうち、再資源化施設への搬出量など有効利用を促進した量	